

## 第4分科会

### 「若者の過重労働」のまとめ（司会：青木圭介）

出席者 約25名 助言者：中西 基弁護士

1. 大利英昭（東京都庁職員労働組合病院支部）：新人看護師の超勤実態と過労
2. 色部 祐（いの健東京センター）：外国人技能実習生の労災問題について
3. 中澤 誠（東京新聞記者）：ワタミ過労死事件と和解の社会的意義

第4分科会では、3本の報告が行われ、短時間ではありましたが、熱のこもった討論がありました。助言者は中西基弁護士にお願いしました。この分科会は、若者の過重労働に焦点を当てているとは言え、分野も多様でしたから、報告の内容について、まとめておきます。

第1報告は、東京都庁職員労働組合病院支部で2015年5月に行った調査に基づいて杉山拓也さん（非会員）と大利英昭会員が報告されました。

交代勤務における「申し送り」を廃止するなどの影響で、勤務時間の始まる前に、患者の状況を把握するなどのため、前超勤時間が平均43分あり、また後超勤を含む全超勤時間は平均1時間53分となっている。超勤申請について、前超勤は超勤申請されておらず、後超勤の申請も1割以下。その上、申請した看護師の申請時間は超勤時間の半分程度にとどまっている。「超勤は半分くらい申請する」のが、「職場のマナー」という雰囲気があって、新人研修の看護師もそういう考えを植え付けられている。また、現状では病院管理者、看護管理者は、新人看護師の労働時間を把握しておらず、労働時間は適切に管理されていない。

第2報告は公益財団法人国際研修協力機構 JITCO の「外国人技能実習生の死亡事故発生状況」を分析し、脳・心臓疾患（過労死）と推定される事例について報告されました。

報告では、死亡事故27件（2013年度）のうち12件、34件（2014年度）のうち6件を過労死と推定して各事例の概要を示している。また、失踪者も年々増加し、2015年には5904人に上っている。この背景には、「長時間労働など過酷な労働」「いじめ・嫌がらせの横行」「住環境の貧困」「渡日にあたっての支度金借金の縛り」などの要因があるのではないかと考えられる。労働基準監督署によると2014年には、対象事業所3918件のうち2977件(76%)に法令違反があり、労働時間、安全基準、賃金支払いなどの違反が多くみられた。

これまで、過労死と認定された事例は、2008年急性心機能不全で死亡した中国からの研修生31歳1件で、遺品の中から、国際研修協力機構 JITCO 向けのタイムカードとは別のタイムカードが見つかった。「移動の自由」「やめる自由」もない中で、このような過重労働が強要されるという制度は、その廃止を含めて、抜本的な検討を必要とする。

第3報告が取り上げたワタミ過労死事件は、渡辺美樹自身が注目を集め、また、ワタミがブラック企業の典型となったことから、広く知られるようになりました。報告者は『検証 ワタミ過労自殺』（岩波書店2014年、皆川剛さんとの共著）を著しています。

居酒屋チェーン「和民」で働いていた26歳の女性が自死した件（2008年）で、神奈川

労働者災害補償保険審査会が、それまでの横須賀労働基準監督署の判断を覆し、過労死を認定した（2012年）。また、東京地裁における損害賠償訴訟で両親の主張を全面的に認めた和解が成立（2015年）し、謝罪と賠償、残業時間の上限設定と労働時間管理などを約束した。

渡辺氏は「企業を経営するうえで最も大事なものは理念」といい、「365日24時間、休まず働け」が理念であり、そうすれば自分のように「人間的に成長でき」「経営者として成功できる」という意識を全従業員に持たせることを目指して研修（洗脳）を繰り返していた。

病院の事例も含め、日本の経営では、労働時間管理の前提となる職場内外での労働の実態を把握しておらず、管理しようにもできないのではないかと感じました。（文責 青木圭介）